

知っ得! 税金あれこれ

なっ得!

市県民税

平成26年度からの主な改正事項



●均等割が2,000円引き上げられます

■ 防災施策の財源として、1,000円(市民税500円 県民税500円)上乗せされます

東日本大震災からの復興の基本理念に基づいて、地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業の財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの間、臨時的な措置として市県民税の均等割が引き上げられます。

根拠法令「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日公布)

■ 「みえ森と緑の県民税」がスタートし、1,000円(県民税1,000円)上乗せされます

三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」をスタートすることになりました。

納めていただいた税金は、森林づくりのほか、子どもたちに森林の大切さを学んでもらう森林環境教育や県産材を活用した公共建築物などの木造・木質化などに役立てていきます。

また、個人の県民税だけでなく、法人の県民税においても従来の申告書で上乗せした税額により申告納付していただきます。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

根拠法令「みえ森と緑の県民税条例」(平成25年3月29日公布)

【個人の市民税と県民税の均等割の税額表】

	市民税	県民税	合計
従来の税額	3,000円	1,000円	4,000円
防災施策の財源	500円	500円	1,000円
みえ森と緑の県民税		1,000円	1,000円
合計	3,500円	2,500円	6,000円

目次	■ 市県民税	1~3
	■ 固定資産税	4~6
	■ 事業所税	6
	■ 軽自動車税	7
	■ 納税	8

この記事は、平成25年12月1日現在の地方税法などに基づいて作成しています



平成26年度からの主な改正事項

●給与所得控除(※1)に上限が設けられます

給与所得控除について、給与収入金額が1,500万円を超える場合に、245万円の上限が設けられます (所得税は平成25年分から適用します)。

【給与所得金額の計算式】

$$\text{給与収入金額} - \text{給与所得控除} = \text{給与所得金額}$$

- ・給与収入金額が2,000万円の場合の給与所得金額の計算例
改正前 2,000万円 - 270万円 = 1,730万円
改正後 2,000万円 - **245万円** = 1,755万円

(※1)給与所得控除…給与所得金額を算出するために給与収入金額から差し引く控除(必要経費の代わりとなるもの)で、法令により定められています



●給与所得者の特定支出控除(※2)が見直されます

給与所得者の特定支出控除について次のとおり適用範囲の拡大などが行われました(所得税は平成25年分から適用します)。

■特定支出控除が適用される基準が引き下げられます

改正前の特定支出控除は給与所得控除を上回った場合に適用されていましたが、改正後は給与所得控除の2分の1を上回る場合に適用されるようになりました(給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の判定基準額は125万円です)。

■特定支出と認められるものが追加されます

新たに勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費が追加されました。勤務必要経費については65万円を超える場合は65万円までの支出に限ります。

ただし、特定支出控除を受けるときは、その支出がその人の職務の遂行に直接必要なものとして、給与等の支払者により証明されたものに限りま

改正前からあるもの
資格取得費(上記の資格を除く)、研修費、通勤費、転居費、帰宅旅費

(※2)特定支出控除…職務遂行上必要な特定の支出があった場合に、一定の基準の中で給与所得控除に上乗せして給与所得金額から差し引くことができる制度です

平成27年度からの主な改正事項

●住宅ローン控除の延長・拡充が行われます

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う税負担の増加による影響を緩和する観点から、現行の適用期限である平成25年12月31日が平成29年12月31日まで延長されます。

また、入居日が平成26年4月以降の人は、住宅取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%である場合、平成27年度から市県民税の控除限度額が97,500円から136,500円に引き上げられます。

※住宅ローン控除を受ける人は、確定申告書を税務署に提出する必要があります。ただし、給与所得者の人は、2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています

●上場株式等の配当所得・譲渡所得等に係る軽減税率が廃止されます

平成25年12月31日をもって10%(所得税7%、市県民税3%)の軽減税率が廃止され、平成26年1月1日から20%(所得税15%、市県民税5%)の税率となります。

※平成49年までは復興特別所得税が加算されます

これに併せ、平成26年から平成35年までに開設した非課税口座における新規投資(毎年100万円を上限)に対して、5年以内に支払いを受けるべき配当所得・譲渡所得等については非課税とすることとされました(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置の創設)。

ご案内

年金受給者の人へ

これまで確定申告書などでしか控除できなかった
寡婦(寡夫)控除が年金の「扶養親族等申告書」で申告できます

昨年から、公的年金等を受給されている人に毎年10月ごろに送付される(年金額等によっては送付されません)「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に寡婦(寡夫)控除の項目が追加されています。寡婦(寡夫)控除を申告された人は、1月に送付される公的年金等源泉徴収票でご確認ください。

また、寡婦(寡夫)控除に該当する人で、公的年金等源泉徴収票に寡婦(寡夫)控除の記載がない場合は、市県民税申告書もしくは確定申告書にて寡婦(寡夫)控除のご申告をお願いします。

事業主の人へ

平成26年1月1日からこれまで記帳などの必要がなかった
個人事業主の人にも記帳などが必要となります

白色申告をされる人のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得(営業・農業)、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、所得の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての人が対象となります。

※所得税の申告の必要がない人も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります



市街化区域内の宅地の評価方法が変わります！

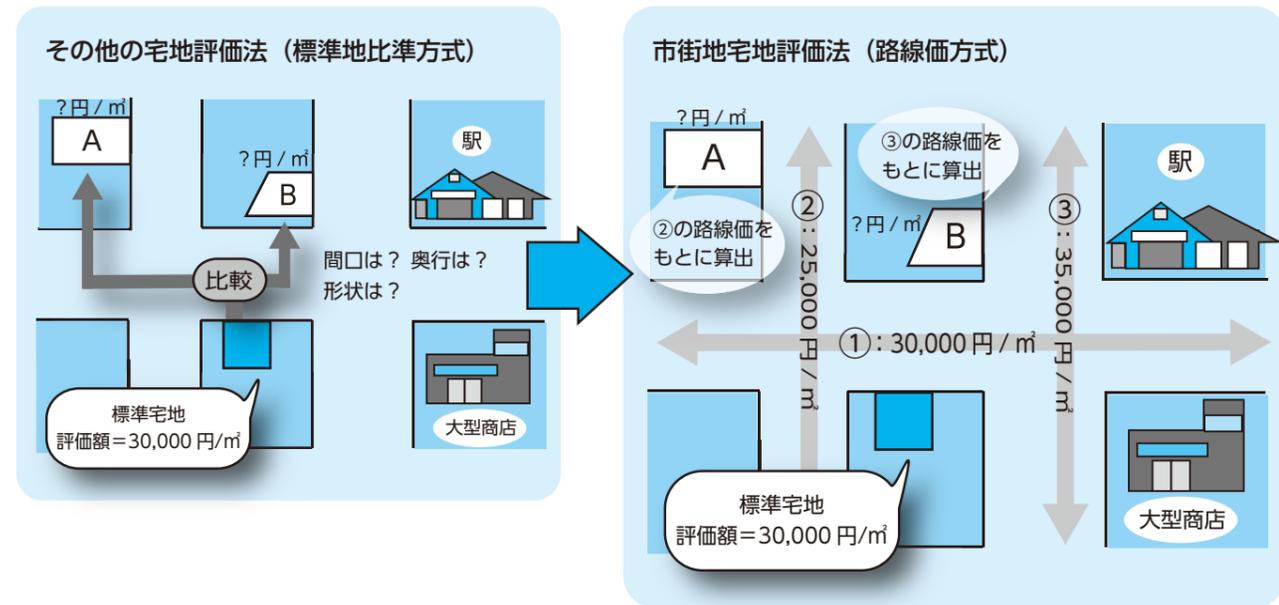
○市街地宅地評価法（路線価方式）への移行

本市では現在、大部分の地域で「その他の宅地評価法」、市の中心部や楠町などの地域は「市街地宅地評価法」を採用して宅地や雑種地、農地の評価を行っています。平成27年度からは、宅地と同様の評価をする市街化区域内の土地について、「市街地宅地評価法」を適用します。

？「市街地宅地評価法」とは何ですか？

「市街地宅地評価法」は、「路線価方式」とも言われています。その名の通り、標準宅地の価格から路線価を設定し、その路線価をもとにして、個々の土地の形状などを考慮した上で価格を決める方法です。

？「市街地宅地評価法」になると、評価はどう変わるの？



標準宅地の価格が、30,000円/m²と決まると、A,Bの土地の価格は、30,000円/m²を基準の価格として、標準宅地と間口・奥行・形状などの各条件を比較することで決定します。

標準宅地の価格が、30,000円/m²と決まると、標準宅地の接面する道路の路線価①は30,000円/m²となります。その価格をもとに、道路の幅員、駅や大型商業施設からの距離など、街路の状況を考慮して他の道路の路線価②、③が決められます。

Aの土地は接面する路線価②を、Bの土地は路線価③を基準の価格として、間口・奥行・形状などの各条件を考慮して価格の計算を行います。

資産税課

標準宅地とは、利用状況が共通な地域の中で、主要な街路に面していて、かたちや大きさなどが標準的な宅地のことを言います。

？ 固定資産税の負担調整措置とは何ですか？

負担調整措置とは、土地の評価額が急激に上昇した場合に、税負担の上昇が緩やかなものとなるよう、課税標準額（税額を計算するもとの額）を是正する制度です。

これまで、税負担の割合が低かったものについては課税標準額を少しずつ引き上げ、税法で定められた範囲に達すると前年の額を据え置き（据置措置）、税負担が高かったものは引き下げることによって、税負担の均衡を図ってきました。

平成26年度からは、住宅用地、市街化区域農地についての据置措置が廃止されることとなりました。

？ 市内に分譲マンションを所有しています。納税通知書の課税資産明細書を見ると、家屋の課税床面積が登記床面積と異なるのはなぜですか？

分譲マンションは、各個人のお部屋などの「専有部分」と、屋内階段やエレベーター、集会室などの「共用部分」に分かれています。

登記床面積が「専有部分」のみであるのに対し、固定資産税の課税床面積は「専有部分の持ち分に応じた共用部分」も含まれるためです。



「耐震」「バリアフリー」「省エネ」の改修工事を行った住宅は、固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	平成19年1月1日以前に建てられた住宅 ※賃貸住宅を除く ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上	平成20年1月1日以前に建てられた住宅 ※賃貸住宅を除く ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上
要件・手続き	改修後3カ月以内に減額申請書の提出が必要です 一戸あたりの工事費(補助金などをもって充てる部分は除く)が50万円超である場合に適用されます ※その他要件や必要書類など詳しくは、資産税課家屋係までお問い合わせください		
減額内容	<h3>1/2を減額</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり120㎡相当分まで <p>※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額</p>	<h3>1/3を減額</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり100㎡相当分まで <p>※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額申請のみ、重複可能</p>	<h3>1/3を減額</h3> <ul style="list-style-type: none"> ●工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり120㎡相当分まで <p>※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額申請のみ、重複可能</p>

●市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄附金→固定資産税・都市計画税をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **資産税課 土地係** ☎354-8134 FAX 354-8309
家屋係 ☎354-8135 FAX 354-8309

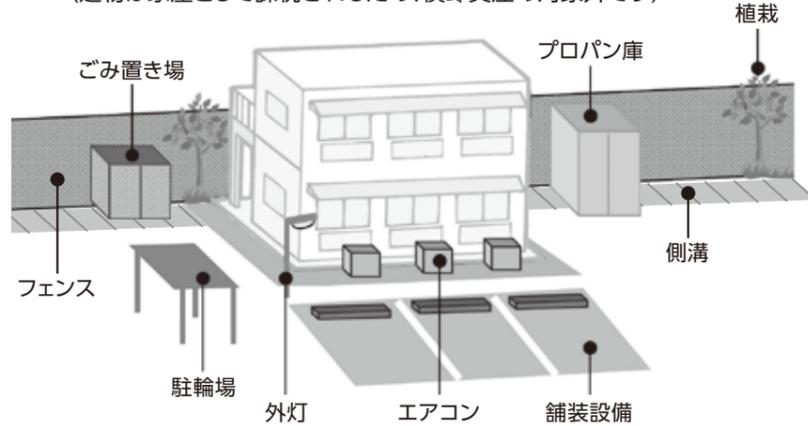
固定資産税

事業主やアパートの経営をしている人は償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしている法人や個人が、所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税がかかります。

平成26年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、1月31日(金)までに申告をお願いします。「申告書」と「申告書の手引き」は12月中旬に送付しています。

【例】共同住宅の主な償却資産は下図のとおりです
(建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です)



- 市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄附金→固定資産税・都市計画税をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **資産税課 管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309**

事業所税

事業所税とは 事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています。

事業所税のしくみ 事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が 1,000㎡を超える事業者	市内の事業所等の従業者数合計が 100人を超える事業者
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員も含む)への支払給与総額
税率	床面積 1㎡につき600円	従業者への支払給与総額の 0.25%
申告方法	申告納付(eL-TAXIによる申告も可能です)	
申告(納付)期限	法人 事業年度終了の日から2カ月以内 個人 事業を行った年の翌年の3月15日まで	

四日市市独自の減免制度 本市独自の特例措置が、平成25年2月定例会議で下記のとおり拡充されました。

対象者	資本金が1億円以下の普通法人、公益法人、協同組合、個人事業者							
事業年度終了の日	平成22年8月1日~23年7月31日	平成23年8月1日~24年7月31日	平成24年8月1日~25年7月31日	平成25年8月1日~26年7月31日	平成26年8月1日~27年7月31日	平成27年8月1日~28年7月31日	平成28年8月1日~29年7月31日	平成29年8月1日~
減免割合(拡充前)	5/6減免	4/6減免	3/6減免	2/6減免	1/6減免	通常納付		
減免割合(拡充後)	5/6減免	4/6減免	3/6減免	3/6減免	3/6減免	2/6減免	1/6減免	通常納付

- 市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄附金→事業所税をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係 ☎354-8133 FAX 354-8309**

軽自動車税

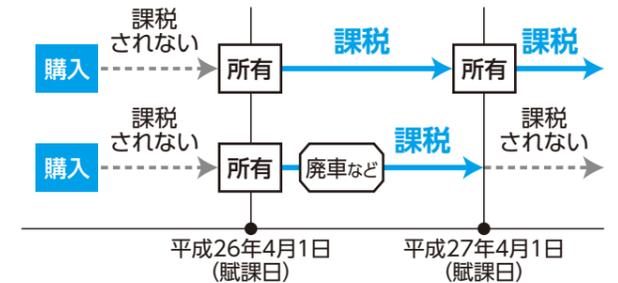


軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者にかかる税金です

軽自動車税は毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有する人に対して課税されます。

普通自動車と異なり月割課税制度はありませんので、例えば、平成26年5月に軽自動車などを廃車、売却した場合でも、平成26年4月1日に所有していれば平成26年度分は全額納めていただくことになります。

また、平成26年度の納期限は6月2日となっています。



原動機付自転車が盗難に遭った場合は?

警察へ盗難届を提出してから、市役所で廃車手続きをしてください。その際、盗難届を出した警察署名、提出年月日、受理番号、印鑑が必要です。

壊れた原動機付自転車を回収業者に処分してもらいましたが、手続きは必要?

車両を処分しても、市役所で廃車手続きをしない限り軽自動車税が課税されます。ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑をお持ちになり、廃車手続きをしてください。

軽自動車税の減免手続きは?

<身体障害者手帳などをお持ちの人>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が所有している車両の軽自動車税は、等級により減免となる場合があります。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

<電気のみを動力源とする軽自動車など>

環境対策の一環として、電気のみを動力源とする車両の軽自動車税を平成27年度まで減免します。該当する場合は必要書類とともに申請書を市民税課へ提出してください。

※ いずれの場合も **申請期限は納期限の7日前です**

道路を走らない農耕作業車やフォークリフトに税金がかかりますか?

トラクター、コンバイン、田植機などで乗用装置のあるものや、フォークリフト、ショベル・ローダなどのうち小型特殊自動車に該当するものは、**道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税が課税されます。**

所有者になった時点で軽自動車税の申告をして、ナンバープレートを車体に取り付けてください。

登録、名義変更、廃車などの手続きの方法は車種によって異なります。詳しくは右記までお問い合わせください

原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所市民税課 (2階 2番窓口)	☎354-8133
軽自動車 (125cc超250cc以下)	三重県軽自動車協会	津市雲出長常町字六ノ割1190-1 ☎059-234-8611
	軽自動車検査協会 三重事務所	津市雲出長常町字六ノ割1190-10 ☎059-234-8431
二輪の小型自動車 (250cc超)	三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割1190-9 ☎050-5540-2055

- 市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄附金→軽自動車税をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係 ☎354-8133 FAX 354-8309**

市税は納期限までに納付してください

皆さんの納めていただく市税が確定しましたら、納税通知書と納付書を郵送します。納期ごとに納期限の記載がありますので、その納付書を持って納期限までに下記のいずれかの窓口で納付してください。

なお、コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書は、期限内であれば全国の主要なコンビニエンスストアでも納付することができます。

●納付窓口

- ・金融機関
- ・郵便局
- ・地区市民センター（中部を除く）
- ・楠総合支所
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所2階）



市税を滞納すると・・・

市では、市税の納期限を経過しても納付されない人に対して督促状をお送りするなど、できるだけ早い時期に納付していただくようお願いしています。それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、財産を差し押さえたりすることになります。

これは、自主的に納付されない場合に、法律に基づく手続きにより、市税の確保を図るためのものですので、このようなことにならないよう、納期限内に納付してください。

納税が困難なときはご相談ください

納期限内に納付することが困難な場合は、その内容によっては分割で納付する方法もありますので、早めに収納推進課にご相談ください。

納税は、便利で安心な

口座振替をご利用ください！



口座振替を申し込んでいただくと、ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に市税を振り替えて納付することができます。

一度手続きすれば、納付のたびに金融機関などへお出かけいただく必要がなくなりますので、大変便利です。

口座振替できる 税の種類	市民税・県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税
手続きに 必要なもの	「通帳」「通帳の届け出印」「納税通知書」
手続きできる 窓口	市内に支店のある金融機関または郵便局 ※申込用紙は各窓口にあります。郵送による手続きを希望する人は収納推進課へご連絡ください

●ご注意

- ①手続きには約1カ月必要です。余裕を持って手続きしてください
 - ②口座の残高が不足していると振替ができません。納期限の前日までに、口座の残高をご確認ください
 - ③所有者に課税される固定資産税や軽自動車税については、所有者が変わった場合（相続の場合も含まれます）は、新たに口座振替の手続きが必要です
- ※振替後、口座振替済通知書および領収書は発行しませんのでご了承ください。なお、振替の確認は預貯金通帳を記帳し、ご覧ください

夜間や休日でも納税や納付相談ができます

平日や昼間は忙しくて、市税の納付や納付相談に来れない人は、ご利用ください。

夜間窓口

場 所／収納推進課（市役所2階）

受付時間／平成26年2月28日までの

毎週月・火・木・金曜日の19:30まで

（12月16日～平成26年1月10日と祝日を除く）

休日窓口

場 所／収納推進課（市役所2階）

受付時間／毎月最終日曜日（12月は15日）の

10:00～16:00